

植民地ジャーナリズムへの一考察

一八二〇年代のオーストラリア新聞界

鈴木雄雅

(上智大学)

一、はじめに

一八二〇年代初期までに、オーストラリア植民地にはわずか四つの新聞しか現れなかつた。⁽¹⁾ いずれも『シドニー・ガゼット』の一政論や個人的批判の場を設けるつもりはなく、報道だけを目的とする⁽²⁾立場、すなわち、政府印刷人による、植民地政府直轄下に発行された新聞である。初期の植民地新聞における共通した性格は、オーストラリアが流刑植民地として出発した宿命に根ざしていた。植民地新聞の第一面には、その基本的性格から掲載されなければならなかつた政府の公告 (Government General and Orders) が常に載せられた。船舶情報や一般の商業広告、案内、そして決して多いとは言えないが、ローカル・ニュースも読者の注意をひいた。

「囚人プレス時代」と呼ばれた植民地ジャーナリズムの草創

しかしながら、植民地の読者はまず生きるために、新聞よりも食べる物を欲した。一部一シリングないし二シリングの値段は、彼らにとって信じられぬほど高いものであつた。⁽³⁾ そして、どのような場合でも、人々が興味を持つニュースは、新聞の活字に表れるよりも早く、植民地に広まつた。裁判所が開廷されると、訴訟問題は植民地人の通俗の気晴らしに絶好の材料となつた。新聞では掲載禁止となるような植民地政府の政治問題が、宿屋や港湾での議論の共通話題となつた。しかし、新聞では総督令の政府公告を除き、政治ニュースはまったく報じられなかつた。話題を呼ぶ記事とは、ブッシュレンジャーのことから金作りのために自分の妻を売りに出す広告までさまざまであつた。

期に終止符を打つのが、一八二四年の独立新聞の登場である。

この独立新聞の登場は検閲制度の廃止を促し、「新聞紙法」と「印紙税法」の制定をめぐって「プレスの自由」の概念を植民地ジャーナリズムに投げかけたのであった。ホールデンは、「一八二四年という年は、オーストラリアに芽生えたプレスの自由の里程碑であった」と言っている。この意味合いにおいて、一八二〇年代における植民地新聞界の動きを見逃すことはできない。

『シ・オーストラリアン』(The Australian, 1824-48) の出現は、植民地唯一の新聞『シドニー・ガゼット』の独占状態を一挙に崩すものであった。植民地はその時までに、政府に反対の論調をとるような自由なプレスの存在なしに、ゆっくりと繁栄の兆しが見え始めていた。一八二〇年代に入った植民地社会は、明らかに過渡的段階を迎えるとしていたのである。言い換えれば、誕生以来植民地政府と順応むくに合体しつつ成長してきた新聞が、この時に至り、十八世紀から十九世紀ジャーナリズムへの新段階に直面したのであった。

いかなる時でも、人々は自分たちの意見を反映し、世論を形成するための媒体を持つことを望む。独立新聞『シ・オーストラリアン』の出現は、そうした植民地人の考えを実現し、彼らの間に「プレスの自由」意識を芽生えさせたと言つても過言ではない。

二、独立新聞『シ・オーストラリアン』の登場

一八二四年十月十四日（木曜日）、植民地で最初の独立新聞『ジ・オーストラリアン』が、ニューサウスウェールズ植民地第一の新聞として、その姿を現した。この週刊新聞は、一般広告を四コラム二ページの紙面に掲げ、明らかに政府とは無関係の、独立採算を田指した商業ベースの新聞の先駆となつたのである。

第六代植民地政府総督ブリスベーン（Thomas Makdougall Brisbane, 1773-1860）は、その時の様子をロマンに次のよう

に報告している。

植民地のための新しい法律が公布されるやいなや、ここで
は、ロンドンの日刊新聞『ステーツマン』で働いていたワード博士と、警察署長の息子ウェントワースの二人が、『シ・オーストラリアン』と呼ばれる新聞を発行した。彼らは、新聞を発行するにあたり、私の許可を懇願するようなことはしなかつた。そして、私の意見——議会に上程しないで新聞の発行を妨げるような権限など一切存在しない——は、陸下の司法官らの意見と一致したので、私は、プレスの自由を最大限に許容することを試みるのが最善策である、と考えた。

政府印刷人のハウ氏は、検閲なしに発行されている新聞の存在を知ると、すぐに彼の新聞『シドニー・ガゼット』も検閲の束縛から解き放つよう求めてきた。私は両者にはほ同じ

見解を適用しようと考えたので、検閲制度は廃止された。編集人へこの特典が与えられてから数か月間、その裁断が公衆へ不利益をもたらすとことよりも、より生産的でかつ多くの利益を生んだという意見を持つに至った。(傍点筆者)この結果、オーストラリア植民地は検閲制度のない、新聞発行に必要な登録の手続きもいらない自由地になつたのである。

また、それはタスマニアにおいて、独立新聞の出現を促し、アーサー副総督 (George Arthur, 1784-1854) と新聞人との間にし烈な闘争がくり広げられる要因ともなつた。いずれにしても、植民地ジャーナリズムが迎えたやうした新段階が、次に始まる「プレスの自由」をめぐる植民地政府対ジャーナリズムの闘争の静かなる前ぶれであつたことに、一体誰が気づいていたろうか。

一八二三年法は、流刑植民地であつたニューサウスウェールズを英領植民地に格上げし、タスマニアも前者から分離させ、独立した同等の英領植民地にすることを認めた。そして、任命制の立法評議会 (Legislative Council) が設置されたが、法律の施行や布告権利などのイニシアチブはまだ総督の下にあり、その権力は立法評議会を上回るもののが与えられていた。

一方、植民地の主席判事 (Chief Justice) はあらゆる法令を英國法に照らし合わせて、それらが違憲でないかどうかの審査権を持っていた。植民地最高裁は一八一四年に既に設置されていたが、総督から完全に独立したものではなかつた。この一八

一一一一年法により完全な独立性を与えられた法庭であえ、多かれ少なかれ英國のそれをモデルとし、刑事裁判の陪審員も軍人で構成されるありたまであつた。一八二三年法はその後各植民地にも適用され、任命制の立法評議会の設立や法律の制定、地方税の賦課などが、総督の助言の下に施行できることになつた。

さて、当時の英國法によれば、プレスに対していかなる検閲も認められていなかつたが、あらゆる印刷・出版物は、刑事上の誹謗罪 (libel) の対象に置かれていた。この法律は出版物に対する対して、名誉棄損 (defamation) や不敬 (blasphemy)、わいせつ (obscenity)などを適用でもた。そして、新しい法律である一八二三年法は、植民地がその実体を整えた時 植民地立法評議会の設立 、英國法に基づくあらゆる権利と慣習を持つと規定した。

事実、新聞の発行は政府のいかなる干渉によつても妨げることができなくなつたが、誹謗罪の適用とこの一八二三年法の規定は、まだ歴然とした影響を編集人らに与えていたのである。例えば、それは重い料料や禁固刑、投獄、そして訴訟が終了するまでの費用の全額負担といった効果のある障害物で示された。それで、話を『ジ・オーストラリアン』に戻そう。植民地最初の独立新聞を発刊した新聞人とは、どのような人物であつたのだろうか。

ウェイリアム・チャーチルズ・ウェントワース (William Charles Wentworth, 1790-1872) は『ジ・オーストラリアン』の創

刊者としてばかりでなく、大地主、ブルーマウンテンズを踏破した探検家、自治政府運動の中心人物、連邦議会議員といった多彩な肩書きを持った政治家として、植民地史上名を残している。

ウェントワースは一七九〇年、外科医ダーシー・ウェントワース (D'Arcy Wentworth, 1762-1827) を父に、そして七年の流刑を言い渡された女囚キャサリン・クローリー (Catherine Crowley) を母にして生まれた。父親はもと囚人であったが、植民地社会において数少ない外科医として、また後に警察署長として活躍した人物である。さらに、ウェントワース自身は囚人でなく、父親が貴族の血をひいた良家の出であったから、その誇りと十分な能力を持つた生粋のオーストラリア生まれであつた。しかも、植民地政府が自由に操作する世論を排除し、植民地社会に平和と繁栄をもたらすことが自分たちに与えられた使命であると考え始めた植民地人たちの一人でもあつた。

一八二〇年代初期までに、ニューサウスウェールズ植民地の囚人の比率は全人口の半分以下となつた。⁽¹⁾ それは自由移民 (free settler) の増加と同時に、流刑囚として送られ後に自由の身となつたエマンシピスト (emancipist) が、社会の中核を担うようになつたことを示した。そうなると、彼らの、法律上の差別に対する訴え、植民地の発展に自分らがどれだけ努力してきたか、植民地の将来こそ彼らの手に委ねられている、との意見がわき上がり始めたのもじごく当然の成り行きと言えた。

ウェントワースは、このエマンシピスト派を代表する新聞人になりつつあつた。『ジ・オーストラリアン』の発行も、彼のこうした考えの実現を目指す第一歩だつたのだろう。

初期の植民地社会の教育制度の不十分さを知つた父親は、ウェントワースを英国に留学させた。それが彼の生き方を決めた。彼は法律学、特に憲法論を学んだ。その結果、ウェントワースは、ニューサウスウェールズ植民地に適合する法律を作り、いつの日か植民地の利益を促進することができるよう、固い決心をしたのである。

ウェントワースの考えは、ロンドンで出版された著書(12) 中に詳しく述べられているが、彼は一八一〇年代の植民地の状況を的確に把握していた。一八一一年には憲兵司令官 (provost marshal) に任命され、総督官吏として働く立場にあつたウェントワースだが、「総督の気まぐれに順応することは、私の経験や主義主張に不似合いである」と考えた彼は、一八二四年、ある一人の経験豊かな弁護士を連れ、シドニーに急ぎよ戻つて來た。⁽¹³⁾

その男が『ジ・オーストラリアン』のもう一人の創刊者、ロバート・ワーデル (Robert Wardell, 1793-1834) である。彼は英國の名門トリニティ・カレッジで法律学を修め、ケンブリッジで法学博士号 (一八二三年) を修得した博識者であった。ワーデルが英国で実際に弁護士業を開いたかどうかはさておき、四法学院のミドル・テンプルに入つたころから、ロンドンのタ

刊紙『ステーツマン』(Statesman) の編集に加わるようになつた。

周知のとおり、当時英國のラジカルペーパーはトーリー党政府を攻撃、『ステーツマン』は著名な新聞人コーベット(William Cobbett, 1763-1835)の影響下に、ホイッグ党の御用新聞であつた。一八二一年から二三年にかけて『ステーツマン』は、コーベットとワーデルの共同所有となり、ワーデルは同紙の經營権を握るに至つた。『ステーツマン』自体が反政府紙の歴史を持つていたこと、コーベットが次から次へとはなはだ過激な論調をとつたことと相まって、紙上に掲げられた記事のため、ワーデルがしばしば訴えられた。しかしながら、編集責任者としてワーデルは、自分がそうした過激な論調に参画していなかつたと表明できる立場にいなかつたのも事実である。こうした行動が、やがて『ジ・オーストラリアン』の発刊、そしてその編集方針に強い影響を与えたことは言うまでもない。

ウェントワースとワーデルの二人がどのように知り合つたのかは、明らかでない。皮肉なことに、二人とも、一八二三年法による新検事総長(Attorney-General)への就職に失敗している。おそらく、偶然に知り合つた彼らは、政府に対抗する新聞を発刊することで意見が一致したのではないか。ワーデルは間もなく、『ステーツマン』を三千ポンドで売却。どうやら、ワーデルの物理的出世の期待は、半球を隔てたオーストラリア植民地にこの時かけられたようであつた。

ウェントワースとワーデルの二人は、大変気の合つた組み合せだった。同年齢で二人ともミドル・テンプル出身の弁護士であつたことも、理由の一つかもしれない。ワーデルが新聞発行の豊富な経験を持ち、ウェントワースが植民地に深い造詣を持つていたという点も指摘しておかなければならない。二人は意見がまとまるやいなや、植民地で新聞を発刊するために必要な印刷機械や機材を買い集め、ニューサウスウェールズ向けのアルフレッド号に乗り込んだのは、一八二四年二月のことであつた。

一八二四年九月三十日付と引かれて十月七日付の二度にわたり、『シドニー・ガゼット』は独立新聞の創刊案内を掲げた。『ジ・オーストラリアン』はその予告通り現れた。編集発行人はもちろんウェントワースとワーデルの二人。そして、競争相手になるハウ(Robert Howe, 1795-1829)の印刷所からこのために引き抜かれた印刷人ジョージ・ウィリアム(George William)が加わつてゐた。四コラム建て一ページの大面積は、 $20\frac{1}{4} \times 13$ インチ。一部一シリシングで売られ、八行までの広告料三シリシング六ペニスは、『シドニー・ガゼット』と大差なかつた。

印刷人と新聞人の分業がはつきり現れたのも、『ジ・オーストラリアン』が最初と言えるかもしない。それまでの植民地新聞の紙面作りは、十八世紀や十九世紀初期の英國国内のそれとほとんど変わることろがなかつた。印刷人第一で、ジャーナ

リストとしての意識は極めて低いものであった。彼らは新聞を作ることよりも、まず印刷業務に専念した。オーストラリア・ジャーナリズムの始祖ジョージ・ハウ (George Howe, 1769-1821) やアンドルー・ベント (Andrew Bent, 1790-1851) でさえ、一人のジャーナリストも置かず、すべてを自分たちの手で行つたのである。

『ジ・オーストラリアン』の創刊号の第一面には、植民地政府発布の一般命令や布告などが掲げられ、以下、競売^(競り)の案内、船舶の出入港情報といったものが見られる。第二面には社説、パラマッタ農業協同組合の議事報告に続き、「創刊の趣旨」が約二コラムにわたり掲げられた。⁽¹⁾

『ジ・オーストラリアン』の創刊第一号を発刊するにあたり、われわれは、本紙の重要な性質を説いたり、読者諸兄の関心をどのようにひくか、あるいはどのような紙面作りが喜ばれるなどを考えたあまり、どうやら古くさいこしらえとなつてしまつた。もしわれわれがこの植民地が存立してきた時代の隔たりに注目するならば、自由なプレスの発刊を助けたり、あるいはそれから何らかの利益を導き出そうなどと画策しなくとも、考慮すべき事柄を整理できたであろう。

……植民地がそのエネルギーを拡大していく中で、独立した新聞の有効性と実益に疑問を抱く者など、一人としていないだろう。

……自由なプレスとは最も合法的で、同時に最も強い武器で

ある。それは專制政治の影響をなくし、頓挫させ、さらに圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立……自由なことであるが、それは放とうという意味ではない……とは、好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべつかを使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されることなく、われわれの仕事を遂行する。

……法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表されるあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、社説記事に表れる意見の原則に責任を負うものと考える。われわれが論評した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに採用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難されるものではない。(傍点筆者)

残りの紙面は、英國や南アフリカの新聞からの抜粋、海外ニュース、地方裁判所の裁判抄録、ゴシップ記事などで埋められた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックオーリー (Lachlan Macquarie, 1761-1824) が命じた植民地全域の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。

II. プレスの自由

： ブリスベーン総督

ブリスベーン総督は『ジ・オーストラリアン』の登場に対し、「プレスの自由を最大限に許容することを試みるのが最善策で

ある」と考えた。しかし、それは、植民地のプレスに対する英本国の態度を示したわけではなかった。「植民地は独立した生計を當む者や紳士たちの住む所ではない。これすべて、プレスの検閲を廢止したブリスベーン卿のばかげた処置に拠る! それならば、ニューゲイトでラジカルペーパーの発行を許可した方がよほどましだ」(傍点筆者)⁽²⁰⁾ と非難された事実とは対照的に、総督は自分自身を植民地の「偉大なる恩恵者」だと思い始め、ニューサウスウェールズ植民地の発展に計り知れないほど貢献したとみなすようになった。

「余は、植民地にこのうえない特典を与えたことを誇りに思う。大胆にもこのパラジウムを取り除くような余の後継者に会いたいものだ」と、総督は自信に満ちて語った。それもそのはずである。検閲制度を廢止したブリスベーンは、その裁断により何らかの問題に悩むことなどなかつたからである。

一八二五年十月、植民地を去るブリスベーン総督のために催された晩さん会の席は、彼がプレスを解放したことに対するあらゆる感謝の言葉でにぎわつた。創刊時には「政治論争の場を設けるつもりはない」と言わざるを得なかつた『シドニー・ガゼット』も、総督が「公平かつ合法的な討論のため」に同紙のコラムを公開する機会を与えてくれたことに感謝し、「自由なプレスの創刊を立証してくれた閣下の誠実さ」を賞賛した。⁽²¹⁾ しかしながら、ブリスベーン総督が名譽視されることには、多いに疑問が残る。ニューサウスウェールズ、タスマニア、ひ

いてはオーストラリア全植民地にそのパラジウム——「プレスの自由」——を与えた本当の立役者は誰だったのか。実は、ブリスベーン総督ではなく、英國から印刷機や活字一式、インク、新聞用紙など一切を持ち込んだ者たち。すなわち、植民地最初の独立新聞『ジ・オーストラリアン』を発刊した二人の新聞人、ウェントワーストとワーデルであつたと言うべきではないだろうか。

この段階において、ブリスベーンは一体何をしたのか。彼は確かにプレスに対する検閲を廢止したけれども、それから結論を導き出すのは、あまりにも性急と言わざるを得ない。実のところ、ブリスベーン総督は、新しい出版物の発行を阻止する術を持たなかつたのである。彼が独立新聞の発刊を促したわけではなく、ましてその発展に寄与したわけでもなかつた。ただ歴史的結果として、いとも容易に「プレスの解放者」という栄誉を与えられてしまつたにすぎない。結局、ブリスベーン総督はその誉れに極めて満足したのだが、それとは反対に、「プレスの自由」の方はそう永く続かなかつた。

ii ダーリング総督と新聞

一八二四年末、ダーリング新総督 (Ralph Darling, 1775-1858) が植民地に到着した。赴任当時彼が植民地の人々から冷ややかな出迎えを受けたのは、言うまでもなく、プレスの自由をもたらした前任者に対する彼らの誤った過大評価によるもの

であつた。ダーリングが最初それをどのように感じていたかは、知る由もない。それでも彼は、『ジ・オーストラリアン』を過激な反政府新聞とは思つていなかつたようだ。プレスに対する新総督の政策は客観的にみて、中庸というよりむしろ保守的であつたかもしれない。事実、ダーリングの考えは前任者と明らかに違つたものではあつたが、それが表面に現れるまで今少し時間がかかつた。

英領ニューサウスウェールズ植民地でプレスが自由であることなど、英國議会が賛成するはずはなかつた。従つて、英國議会が総督に対し、プレスをコントロールすべき法律の制定に動くよう指示したのは、しごく当然のことであつた。一八二五年七月十二日付バザースト伯(Earl Henry Bathurst, 1762-1834)からの書簡が、ダーリングのその後の基本的な考え方を作り上げたものと思われる。バザースト伯の言葉を借りれば、「英国内でさえ、総督が私のところに送つて来た、新聞発行に関して編集人が要求している、絶対的な決定権を与えることなどに賛成する者は一人もいない」⁽²⁵⁾のであり、前任者のブリスベーンがとつた処置を厳しく非難した。続いてバザースト伯は総督に対し、植民地のプレスを規制する法案を植民地議会に提出するよう示唆した。⁽²⁶⁾立法評議会へ提出されるべき法案とは、次のような主旨であった。

「いかなる新聞も、総督に申請されそして許可されなければ、発行することはできない。」

一、発行許可証は、発行日から一年以上にわたり有効とされるべきでない。

二、この許可証は、発行者、印刷人あるいは所有主が不敬罪や誹謗罪に問われた場合、その事実によつてすべてすべく奪われる。

三、四、英國国内と同じく、新聞には印紙税が課せられるべきであり、引き続き発行される各号にも印紙税が課せられる。

バザースト伯のこの助言によりダーリング総督は、新聞の発行には総督の許可と印紙税を必要とする法律の議会提出を真剣に考え始めたようである。ただ、この時点で彼はそうした指示を今すぐ実行しなければならないとみなしたわけではなく、あらゆる放とうを規制するために課せられるべきもの、と解釈したようだ。

ところで、当時の植民地社会には、二つの階級が存在した。すなわち、軍人を含めた政府役人らの「エクスクルージヨニスト」(エクスクルービスト)と、前述した自由移民を含めたもと囚人からなるエマンシピストのグループである。予想されたとおり、新総督は上級者側のエクスクルージヨニスト派につき、エマンシピストと常に対立する様相を呈した。こうした彼の行動は、眼前に間もなくひるがえるであろうプレスの自由との闘いに備えるかのようであつた。

これに対し、『ジ・オーストラリアン』はいかなる対抗策を講じたか。ウェントワースとワーデルの二人は、うまく彼らの

責務を分担したと言える。彼らは、『ジ・オーストラリアン』をエマンシピストの熱望を代弁する媒体に作り上げ、ウェントワースが市民の完全な自由権を獲得するための闘争の指導者として活躍できるよう、植民地社会の複雑な状況に応じていった。ワーデルは編集の経験があり、プレスに関する法律にも十分な知識を持っていた。そうした豊富な経験が、エマンシピスト派のために有利な世論を生み出す要因となつたのである。

就任当初のダーリングには、比較的穏やかな論調をとつていた『ジ・オーストラリアン』だが、それが少しずつ、そして確実に変わっていくのも、ウェントワースが政治集会などにしばしば参加し、植民地のニマンシピスト派の指導者として活発に動き始めた時期と一致する。それは、エマンシピスト派が優位に立つであろうと思われた、選挙による自治政府の樹立を目指す世論のオピニオン・リーダーを意味し、『ジ・オーストラリアン』は行政府者への糾弾を始めたのである。軍人の陪審員制度をとる刑事裁判と違つて、民事裁判は両者の合意があれば開廷できたが、実際にはめつたに行われなかつた。エマンシピスト派は、民事裁判の開廷を強く要求した。自由民が増え、自給自足の時代から向上期に入ると、植民地政府は多くの欠点を露呈し、しばしば世論の非難を浴びるようになつた。

創刊から約半年後、『ジ・オーストラリアン』は次のようない記事を掲げた。

われわれは長い間、本紙を一週間に二回発行する企てを持

つていた。既に二十五週もの間、われわれは読者に接してきた。その間の発展は、これすべて皆様方のご愛顧のたまものと言える。本紙を通じてわれわれが表明した「独立の原則」は、かつて植民地に流行した狭い物の見方や古くさい思考体系に既に入り込んだ。その結果、微弱な専制君主が様々に行つてきた抑圧も朽ちてきた。極めて完全な形になつたとはいへ、週刊新聞は情報の収縮された媒体であり、民衆の利益機関としては多くの点で非常に不完全なものである。民衆の利益機関とは、単に議論の場以上のものに新聞を高め、論争の中心を純粹な文学までに結びつけることにある。前者が独立性を教唆すると同時に、後者は精神力を拡大するだろう。それは時代とペンに相応するものであり、『ジ・オーストラリアン』編集者の產物である。（傍点筆者）

この計画はやや遅れたが、『ジ・オーストラリアン』は二六年四月初めから、水・土曜日の週二回発行されるようになつた。一部一シリングの価格は据え置かれた。

ワーデルは、植民地二番目の独立新聞として登場した週刊新聞『モニター』(Monitor, 1825-40) の編集・発行人ホール (Edward Smith Hall, 1786-1860) がしばしば厳しく処分されたのとは対照的に、政府からそれほどがめられなかつた。ダーリングはこのころまでに、プレスをコントロールするために何らかの手を打たねばならぬ、という考えが自分を支配し始めてきたことに気づいていた。ダーリングはあらゆる観点から、

植民地のためにプレスをコントロールすることが絶対に必要であると考えた。事実、彼はそれを実行できる確実な手段を保持していたのである。

検事総長バニスター (Saxe Bannister, 1790-1877) も、「プレスの自由」をかざして政府攻撃をする新聞を心良く思つていなかつた人物の一人であつた。特に、訴訟⁽¹⁾になるような記事をしばしば掲げたワーデルとウェントワースを警戒し、彼らを起訴するよう総督に強く主張していた。ところが、ダーリングは、エクスクルージヨニストや行政官らを代表してまで、彼ら二人を起訴する気はなかつたようだ。

こうしている間に、かつてのロンドンの夕刊紙の編集人は、自由なプレスの確立に極めて重要な役割を演じつた。『ジ・オーストラリアン』の影響は社会に浸透し、行政権力側に立つエクスクルージヨニスト派は、激しい非難の的にさらされた。新聞紙法制定に反対するワーデルのキャンペーンは効果的であった。植民地の世論は、新聞と公開討論で活発な支持を受けたエマンシピスト派に急速に傾いていった。それでもなお総督は、英國議会からの指示を表面上無視し続けた。そうした態度を彼がとつたのは、疑いもなく、もし必要な時にはプレスと争うぐらいの権力を持つてているのだという自負からだろう。

だが、一八二六年末に起きたサッズリトンブソン事件は、総督のそうした高慢さを打ち砕き、彼にプレス規制の決心を固めさせたのである。当時さほど珍しくはなかつた守備隊兵の窃盗

事件は、サッズが鉄の鎖をつけられたまま獄死するやいなや、意外な方向に転じた。新聞はダーリングを殺人犯として執ように追求し、彼を酷評した。この事件は英本国にまで波及し、ホイッグ党とトーリー党の新聞の争い種の一つにさえなつた。前者がウェントワースのパンフレット類、『ジ・オーストラリアン』や『モニター』の記事を引用して攻撃すれば、後者は総督に好意的な立場を保守した。

『ジ・オーストラリアン』を使ってワーデルは、厳しそぎる処罰を非難、さらに、流刑の判決が総督の自由意志によりすりかえられ、サッズを死に至らしめたとして、その違法性を聞いた。こうして、ワーデルらを中心とした新聞界とダーリング総督の関係は、まさに決定的な決裂の時を迎えたのである。

『シドニー・ガゼット』が政府御用新聞の立場から、親政府論調をとつたのは言うまでもない。しかし、編集人のロバート・ハウ自身父親がもともと囚人の出であつたから、この二人の兵士に多分に同情めいたものを感じていたことも事実である。

他方、ハウが政府印刷人であり、政府所有の印刷機そして印刷業務に携わる立場であつたこと、さらに彼がこの時期「王立印刷人」(King's Printer) の肩書きを欲しがっていたこと等を考えれば、彼が総督側に味方しなければならなかつた理由がわかる。

『モニター』のホールも、『ジ・オーストラリアン』よりやや遅れてこの論争に加わり、ワーデルやウェントワースらに賛

同して、総督を非難するキャンペーンをはつた。そのためホールは幾度も誹謗罪に問われ、ワーデルの後を継いだ編集人ヘイズ (Attwell Edwin Hayes) も科料と禁固刑の目にあつた。

つけ加えるべきことは、こうした自由なプレスの反政府的態度は、「一般命令や政府通達は、一般ニュースを掲げる新聞とは別の機関で報じられるべきだ」との意見が強まり、純粹な「政府官報」の発刊が考えられるようになつたことである。⁽³⁾

III 「新聞紙法」と「印紙税法」

ダーリング総督と植民地新聞人の論争は、プレスの自由を守るために闘いつけていたと考へてよいだろう。サッズリトンソン事件の結果、ダーリングは当初考へていたよりも彼の判断、すなわち、プレスを規制するための法律の立法化を早める決意をした。本国からの勧告は既にあつたし、時機も良かつた。

書記官ペイ (Robert William Hay, 1786-1861) への一八二六年十二月四日付書簡でダーリング総督は、主席判事の意見がどうであれプレスを規制する法律の制定を急がねばならない、と述べている。当時の主席判事フォーブス (Francis Forbes, 1784-1841) は前述したように、提案されたあらゆる法令が英國法に違反していないかどうか、証明しなければならない立場にいた。同年十二月一日フォーブスが総督にあてた書簡は、「プレス規制法の提出を真っ向から非難した。当初ダーリングは、植民地の立法評議会よりも英本国議会を通しての立法化がより

効果的であると考え、もし一般法よりも強力な植民地のプレスを規制する法案を英國議会に提出したならば、しばらくの間それに対するものは誰もいないだろうと予測した。そのため、

十一月一日の行政委員会 (Executive Council) で法案の草稿を命じていた。⁽³⁾

一八二七年四月二日、総督はフォーブスに草案の評議会提出を知らせた。すなわち、プレスの自由を抑制するための「新聞紙法」と「印紙税法」であった。この二法案の議会への直接提案理由は、前年十一月のワーデルらへの起訴が不成功に終った結果、「わはや植民地の安寧秩序を保つためには、プレスを規制する何らかの方法をとらねば手遅れになる」と痛感したからであった。また、秘密であつたはずの、タスマニア植民地で主席判事が承認した「新聞紙法」案が『ジ・オーストラリアン』に漏れてしまい、「当地ではプレスに関することはすべて露見してしまい、編集人によつてゆがめられた見解を出されてしまう」と嘆く一場面もあつたからだ。

さて、総督から二法案の提出を通達されたフォーブスは、健康上の理由で裁判所には出たくない、ダーリングにとつては意外とも思える返事をしたのである。明らかに、法案の承認拒否であった。フォーブスが、「内大臣によつて勧告された法案が英國法に矛盾すると認めるなどに携わりたくないかった」と述べていることからも、主席判事として彼はそうした不名誉な行為をとることを、できれば避けたかったのではないか。

十一日付書簡で総督は、再びフォーブスにその承認を催促し、「判事の承認後、遅延なく立法評議会の審議に付するつもりである」と述べた。フォーブスは欠席したが、同日開かれた行政委員会（総督、副総督、大執事、植民地書記官らが出席）に法案は提出され、反対の者は誰もいなかつた。

ところが、翌十二日付書簡でフォーブス主席判事は、それらの承認を拒否した。⁽¹⁾このため、一日おいた十四日、総督は自分が急いでいる理由として、現在のプレスの放とうは植民地社会の安全を損なうものであり、そうした状況下において、何か月もの間本国議会で審議もされないような法案の結果など待つことができない、とフォーブスに答えた。⁽²⁾そして、「もしこれら

の法案が通過しなければ、私自身の裁断に委ねられることにな

る」（傍点筆者）と、最後通告を発した。

十六日付総督への書簡で、フォーブスは提出された二八条から成る「新聞紙法」のうち、総督の助言によりいつでも執り行える最初の六カ条を拒否する一方、残り二二カ条に関しては承認の意向があることを伝えた。しかし、「印紙税法」の方はまだ再考する余地があり、後に改めて裁可しようと考えたからか、賦課税額の個所を空白にしたまま返送した。

四月二十四日、二法案は、七人の委員からなる立法評議会に付された。最初に提出された「新聞紙法」案は特別な審議もなく、翌二十五日議会を通過、五月一日から施行されることになつた。一方、「印紙税法」はまだ課税額が記入されていなかつ

た。少なくとも、フォーブスは空白のままにしたはずであったのだが……。不思議なことに、出席委員の前に提出された法案に空白などなく、総督書記官クラークは堂々と、鉛筆で書かれた「四ペナス」を印紙税額として読み上げたのである。これだけでも、フォーブスにとつて事実と相反することなのに、彼がそれに何の異議も唱えなかつたことは、まことに奇妙な行動としか言いようがない。フォーブス主席判事は、なぜ四ペナスと記入された草案に反対する態度をとらなかつたのか。彼自身、その法案はまだ再考すべき余地があると考えていたのであるから。一体どこで、そして誰が鉛筆書きの四ペナスを書き入れたのであろうか。

審議未了となつた「印紙税法」の四ペナスをめぐり、五月二日、評議会が再開された。いくつかの修正案が出されたが、結局、原案通り四ペナスの印紙税額が可決された。ところが、同日フォーブスは欠席したため、翌三日再度評議会を開き、主席判事の出席をおおぐ旨、書記官に要請された。

五月三日、フォーブス主席判事はまたも欠席した。その議会の冒頭、書記官の「主席判事殿には本日出席されるよう要請しましたが、この法案に何の異論もないと私に語った判事殿に会つたことを皆様にお伝えできるのは、光榮の至りです」との不可解な発言により、懸案であつた「印紙税法」は何なく通過し、六月一日から効力を發揮することになつた。同時にそれは、プレスをコントロールする野望を抱いていたダーリング総督の二

年余にわたる長い道のりの結果でもあった。

既に効力を発揮していた「新聞紙法」は一二二条からなり、いかなる者も政府の許可がなければ新聞の印刷・発行はできず、新聞の印刷人あるいは編集人、所有主の名前の明記などが規定された。違反の場合、二〇～一〇〇ポンドの罰金が課せられた。一方、九条からなる「印紙税法」は施行されれば、植民地で印刷されるあらゆる新聞には四ペソスが課税され、その紙面上に必ず支払われた旨明記し、貼付されなければならぬなどが、実行されるはずであった。違反すれば、二〇ポンドの料料と定められた。「印紙税法」の効力が発揮するまでの約三週間といふもの、ダーリングは主席判事の承認を得るため、様々な説得工作を続けた。

そうした状況下で、「印紙税法」のまなづ「新聞紙法」を巻き込んでの植民地新聞界は、この大なる破綻に明らかに動揺し始めた。『ジ・ペーパー・トゥ・トゥ』がそれを「Proposed for the Proprietor by John Cubits.」ただけ奥付をねじこたのを、"George St., Sydney, Edited, Printed and Published by the Proprietor Dr. Wardell." へ書き換えなければならなかつた。『シリター』は五月十一日からとがめ休刊し、五月十九日から『セニター・マガジン』と改題、以後課税対象にならないよう雑誌として発行を続ける計画を立て、実行した。⁽⁴⁾ かたまた、この二法成立直前に創刊されたハローラン (Laurence Hynes Halloran, 1765-1831) の週刊新聞『グリナー』(Gleaner,

1827.4.9) は、五月十日付で早くも休刊宣言を出し、六月一日号は死亡通知に使う黒ワクで紙面を開き、「プレスの自由」を侵害する植民地政府に遺憾の意を表した。政府側の『シドニー・ガゼット』では、これまでの週二千部もあつた発行部数を六百部に減らしている。年一千二百ポンドの損失が出るだろうと、財政面の憂慮を如実に表した。ハウ自身、「『モニター』と『グラディアン』はほとんど打ち死にしたに違いない。『ジ・オーストラリアン』は、のその豊富な収入源に物をいわせ、二、三か月は生き残るかもしれないが、そろ長くは続かないだろう」と告白した。事実、この二法案は、植民地に育ち始めた独立新聞を完全に破滅に追いやろうとしていた。

再び、ダーリング総督とフォーブス主席判事のやりとりに話を戻そう。フォーブスは、「主席判事の承認のためには、法案が二つの条件——それが英國法と矛盾しないことと、植民地の環境がその存在を認めるような法律と一致すること——を事前に備えていなければならない。もしもうした事柄のどちらかひとつでも欠落していたならば、主席判事の機能は働かない。そして、この二法案の矛盾は事実なのである」と述べ、二つの不適点を指摘した。まず、「プレスの自由とは、出版物に対してもかかる事前の抑制もしないことである。出版後に刑事訴訟を起しかれることからの自由ではない。あらゆる自由人は、公衆の面前で彼が思うところの考え方を表すことができる明白な権利を持つ。これを禁ずることは、プレスの自由を破壊することであ

ある」⁽⁵²⁾とのブラックストーン判事 (William Blackstone, 1723-80) の言葉を引用し、政府の許可証を必要とするのは、自由人が公共の仕事につくことの権利をせばめ、それが政府の自由意志の下に置かれていると非難した。

次に、自然法に基づいた英國法が審理される権利を保証しているのに対し、植民地の「新聞紙法」はそうした原則を含んでおらず、行政委員会の助言の下に総督が許可証を容易にはく奪する危険性をはらんでいた。

第三に、植民地におけるプレスは放とうでないとは言い切れないが、それが法律改正の必要にすぐ直結するものではない、⁽⁵³⁾と指摘した。⁽⁵⁴⁾そして、プレスの弊害を阻止するためにかつてこの地で何らかの法律が適用されたことはなく、その結果、英國法が審理された事実もないうちに、⁽⁵⁵⁾それらが不十分であると謂い切れるわけがない、と主張した。

以上の三点から、フォーブスは、次のような問い合わせダーリング総督に投げかけた。

いかなる規則の下で総督は自由裁量ができるのか？ いかなる限界の下に許可証は発行されるのか？ いかなる範囲で公の裁断のための討論が許されるのか？ またもしそうならば、それは総督の手によるものか、あるいは法律により決められるのか？ その法律に違反した場合の判断は一体誰に委ねられるのか？ 主席判事ではないのか？

フォーブスの口調は、主席判事である彼の威信⁽⁵⁶⁾を傷つけら

れることに対する明らかな不快の念を表していた。

「印紙税法」の施行まであと数日に迫った五月二十八日、フォーブスは、草案が総督のところへ返送された後に課税額及び科料額などが書き加えられたのであるから、それにはまだ正式な承認を与えたわけではないと主張し続けた。⁽⁵⁷⁾さらに納得できないのは、四ペニスという印紙税額が、政府の公告や布告、あるいは公共関係の法律などの印刷費用を補うためのものとして適額かどうかにあつた。フォーブスは、たとえそうした目的に使うとしても、四ペニスの印紙税は適当でないとの疑問を持っていたようだ。⁽⁵⁸⁾彼は続けて、いかなる法律も一八二三年法第二七条によれば、立法評議会の支持あるいは定められるとおりに主席判事の承認がなければ施行されない旨、繰り返した。そして、四ペニスの印紙税と二〇ボンドの科料などについては、『シドニー・ガゼット』に公表されるまで（五月四日号）まったく知らなかつた、と言つた。

植民地の立法評議会は提出されたあらゆる法案に対し、「賛成」、「反対」を唱えることができる唯一の権力機関であった。その手続きとは、総督の提案、主席判事の承認、評議会での審議、通過、そして施行という順序を踏まなければならなかつた。もし評議会が法案の修正などすれば、それは総督が提案したものの、すなわち、主席判事が承認した原案とは違つたものになる。もし評議会メンバーの誰かが空白部分の印紙税額などを記入するようなことをしたならば、主席判事が最初に下した承認は

無効とされるのであった。

ダーリング総督の解釋は、フォーブス主席判事と異なつていた。彼によれば、一八二三年法は評議会に法律制定権を職權として認めていないし、主席判事としてそのことに管轄権もなく、また評議会のメンバーとして以上に議会に対し個人的見解を判断が述べることなどできるはずがないというものであった。しかしながら、実際には、同法は主席判事の責務として課税額などの調整作業を明文化しているうえ、他方、評議会と総督にもそうした税金や義務の割り当てるができると認めていた。(第17条)

こうして主席判事フォーブスの「印紙税法」承認拒否が決定的なものとなると、ダーリングはバザースト伯に植民地政府及び総督のための法的援助を期待するしかなかつた。だが、本国とのコミュニケーションにかかる日数は、あまりにも長すぎたのである。

五月三十日、ダーリングは再び主席判事に最終承認を得るための草案を送り付けたが、彼が期待するような返事は遂に得られなかつた。⁽¹⁾ フォーブスの考えが変わらないまま、「印紙税法」の施行日六月一日は目前に迫つた。ダーリングに残された道は、やはりその施行を中止する以外になくなつた。翌三十一日付政

府公告は、次のような新しい展開を伝えた。
 「公表され、広められることを目的としたあらゆる新聞や論文に課税するための法律」となる主旨の法施行は、『ハニ

ー・ガゼット』五月四日号に公表されたが、その発表時期はいささか早すぎたようである。前記した法律に含まれるあらゆる事項は、十分かつ効果的な条文がやがて法律の然るべきものに明文化され、それが発布されるまでは一時停止されることをここに告知する。

総督閣下命

A・マックリー

一八二七年五月三十一日

同日付でフォーブスはダーリングに対し、立法評議会中に彼

がとつた態度についての詳しい声明書きを送つてゐる。しかし、今さらダーリングにとってそれは何の意味も持つていなかつた。彼の六月一日付バザースト伯あて書簡は、植民地における「印紙税法」施行の中止を報告する一方、フォーブス主席判事のとつた行動を厳しく非難した。

結局、ダーリング総督のこうした非難はや受け入れられる余地はなく、「印紙税法」はニューサウスウェールズ植民地で陽の目を見ることがないまま、「新聞紙法」の名が「プレスの自由」に刃を加へすことになつたのである。

△注△

(1) *Sydney Gazette and New South Wales Advertiser*
 (1803. 3. 5~1842. 11. 20), *Derwent Star and Van Diemen's Land Intelligencer* (1810, 1811~12), *Van*

Diemen's Land Gazette and General Advertiser
 (1814), *Hobart Town Gazette and Southern*
Reporter (1816.5.11, 6.1~1824).

(10) *Australian Dictionary of Biography* (MUP), Vol. II, pp.582-89.

(2) *Sydney Gazette*, Mar. 5, 1803

(3) 檀民地政府と強き敵を持つて競争する半殖民地社会を示したばかりでなく、検題下で反政府論調をもるは一切禁われなかつた。がた、政府官員の多くが、恩赦で歸られたゆく囚人であつた。少しだけ、官職機会せじめ、貿易や新聞用紙、インクに雇用がうぐつて政府からの供給であり、編集、印刷、発行、時々配布され彼ら一人の手で行なれた。

(4) 例えせ、一ヶ月の収入は「幾ヵ月かの間で」、毎月の報酬では「幾ヵ月かの間で」、小遣は大約八ヵ月分で、一ヶ月の費用に入らなかつた。

Giblin, R.W., *The Early History of Tasmania*, 2 vols. (Melbourne University Press, 1939), Vol. II: For the Penal Settlement Era 1804-1828, p. 137.

(5) Holden, W. S., "Australia," Lent, J.A., ed., *The Asian Newspapers' Reluctant Revolution* (Iowa:

Iowa State University Press, 1971), p. 120.

(6) Brisbane to Bathurst, Jan. 12, 1825, *Historical Records of Australia*, Ser. I, Vol. VI, pp. 470-71.

(7) 「[...]」即ち「[...]」母屋櫻の御蔵だとか櫻餅せいかんだ。

(8) 出候にせ「リヨーチカベカハーネバ及ぶダハクマーナハドハハスルセタマニ同姓の名前を取扱ひる者耳」

(4 Geo. IV, xcvi, July 19, 1823)

(9) 「タバコト」セハ日本大井の出候御蔵也、此處

(11) Clark, C.M.H., *Select Documents in Australian History*, 2 vols. (Sydney: Angus & Robertson, 1950-55), Vol. I, pp. 405-406.

(12) *A Statistical, Historical and Political Description of the Colony of New South Wales and its dependent Settlements in Van Diemen's Land*....(London, n.p., 1819).

(13) *ADB*, op. cit., Vol. II, pp. 584-85.

(14) Ibid.

(15) Ibid.

(16) Ibid., pp. 570-72.

(17) Wicks, J.M., "Aspects of the Colonial Career of R. Wardell," *Armidale and District Historical Society Journal*, No. 16, 1973, pp 1-17.

(18) *ADB*, op. cit., Vol. II, p. 571.

(19) *The Australian*, Nov. 14, 1824.

(20) Judge Field to Marsden, May 13, 1827, *Marsden Papers*, p. 462.

(21) Brisbane to Crawford, May 13, 1825, *Brisbane Papers*, FMU/1627. Meaney, F.J., "Governor Brisbane and the Freedom of the Press in NSW: 1824-25," *ADHS Journal*, No. 12, 1969, p. 73.

(22) *Sydney Gazette*, Oct. 24, 1825. Meaney, op. cit., p. 74.

(23) Ibid.

- (24) Bathurst to Darling, July 12, 1825, *HRA Ser. I*, Vol. VII, pp. 16-17.
- (25) Ibid.
- (26) Ibid.
- (27) *The Australian*, Mar 31, 1825.
- (28) Hough, J.A., "Governor Darling, the Press, and the Collar," *Journal of Royal Australian Historical Society*, Vol. 2, Part 12, 1907-09, pp. 308-23.
- (29) Ferguson, J.A., "The Howes and their Press," *JR-AHS*, Vol. 13, Part 6, 1937, pp. 359-61.
- (30) Bannister to Darling, June 19, 1826, *HRA Ser. I*, Vol. XII, pp. 440-43.
- (31) Ibid.
- (32) Forbes to Darling, Dec. 1, 1826, *HRA Ser. I*, Vol. XII, pp. 727-29.
- (33) Darling to Hay, Dec. 4, 1826, *ibid.*, pp. 725-26.
- (34) Extract from Minute No. 21 of the Executive Council, *ibid.*, p. 729.
- (35) 1. An Act for preventing the Mischiefs arising from the printing and publishing Newspapers, and Papers of a like nature, by persons not known, and for regulating the printing and publication of such Papers in other respects and also for restraining the Abuses arising from the Publication of Blasphemous and Seditions Labels. (8 Geo. IV, No. 2)
2. An Act for imposing a Duty upon all Newspapers and Papers of a like nature printed to be dispersed and made public. (8 Geo. IV, No. 3)
- (36) Note 71, *HRA Ser. I*, Vol. XIII, p. 857.
- (37) Forbes to Darling, Apr. 2, 1827, *ibid.*, p. 279.
- (38) Darling to Hay, Mar. 27, 1827, *ibid.*, pp. 206-208.
- (39) Forbes to Darling, Apr. 12, 1827, *ibid.*, pp. 280-81.
- (40) Darling to Forbes, Apr. 11, 1827, *ibid.*, pp. 279-80.
- (41) Darling to Forbes, Apr. 14, 1827, *ibid.*, pp. 281-82.
- (42) Ibid.
- (43) Ibid.
- (44) Forbes to Darling, Apr. 16, 1827, *ibid.*, p. 283.
「*ハーバード大蔵事*、檀臣御書院、*スコット*の書院の事に於ては、*ジョンマーカス*の書院が監禁風呂として用いられるので、同の効果が據りてゐる。」
「*ハーバード大蔵事*、*ジョンマーカス*の書院が監禁風呂として用いられるので、同の効果が據りてゐる。
- (45) 福澤諭吉著「*大蔵事*、檀臣御書院、*スコット*の書院の事に於ては、*ジョンマーカス*の書院が監禁風呂として用いられるので、同の効果が據りてゐる。
ジョンマーカス、*ロバート・キャンベル*、*チャーチル*、*チャーチス*著「*スコット*の書院」。
- (46) Darling to Bathurst, May 29, 1827, *HRA Ser. I*, Vol. XIII, pp. 374-77.
「*ハーバード大蔵事*、*ジョンマーカス*の書院が監禁風呂として用いられるので、同の効果が據りてゐる。」
「*ハーバード大蔵事*、*ジョンマーカス*の書院が監禁風呂として用いられるので、同の効果が據りてゐる。」
「*ハーバード大蔵事*、*ジョンマーカス*の書院が監禁風呂として用いられるので、同の効果が據りてゐる。

- (48) 「新聞紙」及の「出版税」の適用状態が「必ずしも新聞紙と繩文……」であり、雑誌が明記されてもなかなか抜け道を呪ひけた。HRA Ser. I, Vol. XIII, p. 855.
- (49) Sydney Gazette, May 9, 1827.
- (50) Walker, R.B., *The Newspaper Press in New South Wales: 1803-1920* (Sydney: Sydney University Press, 1976), p. 13. 『ス・ターブルト』の発行額は「1100' 「ナリタ」四百〇〇' 「カラナード」五百〇〇'』
- (51) Forbes to Darling, May 1, 1827, HRA Ser. I, Vol. XIII, p. 291.
- (52) Ibid., pp. 291-92.
- (53) Ibid., p. 293.
- (54) Ibid., p. 294.
- (55) 「英國紙が、『英國紙は私に与えられた制限の母で報刊法案を検討した限り、私は、特別に必要な状況に応じ考慮を加へねばならぬ感じなかつた』」と述べてゐる。
- (56) Forbes to Darling, May 28, 1827, ibid., p. 378.
- (57) 「英國母國へ入る」からかの標題である。仮にそれが○・ハグリード・マリー……英國の初期税額に照査……でもうだだふ、ハガードは承認したかゆふねた。
- HRA Ser. I, Vol.XIII, p. xii.
- (58) Forbes to Darling, May 28, 1827, ibid., p. 378.
- (59) Darling to Bathurst, May 30, 1827, ibid., pp. 380-

- (60) Darling to Forbes, Forbes to Darling, May 30, 1827, ibid., pp. 384-85.
- (61) Ibid., p. 392.
- (62) Forbes to Darling, May 31, 1827, ibid., pp. 392-97.
- 本稿は「オーストラリア新聞発達史——煙草税ハイナムによる『報紙』(聖土後期課程の報紙文、翌年五月十六日)」の著者、記述したものです。